

村山市立小学校統合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 村山市立小学校の統合について検討するため、村山市立小学校統合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問により、次条に定める事項について検討を行い、取りまとめた内容を書面により報告するものとする。

(検討事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 統合基本計画策定のための基本的事項に関すること。
- (2) その他学校統合に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域住民を代表する者
- (2) 児童保護者を代表する者
- (3) 幼稚園・保育所を代表する者
- (4) 村山市立小中学校を代表する者
- (5) 学校教育に関し識見を有する者
- (6) 公募による市民

(任期)

第5条 委員の任期は、原則として委員会の設置から第2条の所掌事項の検討が終了するまでの期間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(公開)

第9条 委員会は、公開する。

(ワーキンググループ)

第10条 計画策定及び検討に必要な調査、資料の作成等を行わせるため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。